

名古屋市告示第620号

指定地域密着型サービス事業者等の指定の一部の効力の停止

介護保険法（平成 9年法律第 123号）第78条の11、第 115条の20の規定により、次のように指定地域密着型サービス事業者及び指定介護予防地域密着型サービス事業者の指定の一部の効力を停止しました。

令和 7年12月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

事業者	申請者	株式会社クレイドル
	所在地	名古屋市中区錦二丁目 5番31号 長者町相互ビル 201号
	代表者氏名	名小路 淳
事業所	介護保険事業所番号	2370900470
	名称	グループホーム あつた荘
	所在地	名古屋市熱田区神戸町 914番地
	サービスの種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
効力停止の内容		新規利用者の受入を停止する。 介護給付費の請求の上限を 7割とする。
効力停止の期間		令和 8年 1月 1日から同年 3月31日まで

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課